

各位

MediciNova, Inc.
代表取締役社長兼 CEO
岩城 裕一
コード番号： 4875 東証 Jasdq
問合わせ先： 東京事務所代表 副社長
岡島 正恒
電話番号： 03-3519-5010
E-mail： info@medicinova.com

MN-001 の特発性肺線維症 (IPF) を適応とするフェーズ 2 臨床治験の

承認通知受領のお知らせ

2015年2月10日 米国 ラ・ホイヤ発 - メディシノバ(MediciNova, Inc.) (米国カリフォルニア州ラ・ホイヤ、代表取締役社長兼 CEO：岩城裕一) は、MN-001 (Tipeklast) による特発性肺線維症治療を適応としたフェーズ 2 臨床治験を申請しておりましたが、米国 FDA (食品医薬品局) から承認されましたのでお知らせいたします。本承認により、当社は特発性肺線維症治療を適応とする MN-001 の臨床治験、特に中等度から重度の特発性肺線維症患者を対象とするフェーズ 2 臨床治験を実施することが可能になりました。また、2014年10月23日付プレスリリースで開示のとおり、MN-001 は、米国 FDA より特発性肺線維症治療の適応を対象にオーファンドラッグの指定を受けております。

なお、本件が当社の 2015 年 12 月期の業績に与える影響は、現在のところ未定ですが、確定次第速やかに発表させていただきます。

特発性肺線維症 (IPF : Idiopathic Pulmonary Fibrosis) とは

肺線維症は肺の癒痕化による線維化を特徴とし、不可逆な拘束性換気障害 (肺が伸縮性を失い固くなることで十分に換気出来ない状態) をきたす進行性肺疾患です。肺の線維化は抗がん剤の副作用、化学物質への暴露など様々な原因で起こり得ますが、中でも原因不明の特発性肺線維症は、米国での罹患者は12.8万人と言われ、さらに毎年4.8万人が新たに診断されているとのことです。特発性肺線維症は予後不良な難病で、患者の三分の二が診断から5年以内に亡くなると言われています。

MN-001 (Tipeklast) について

MN-001は、経口投与の新規化合物で、いくつかのメカニズムによって線維化を抑える効果や炎症を抑える効果が期待されています。MN-001には、ロイコトリエン受容体拮抗作用、フォスフォジエステラーゼⅢ及びⅣ、5-リポキシゲナーゼ、フォスフォリパーゼC、トロンボキサンA2の阻害など) が認められております。近年では、5-リポキシゲナーゼ(5-LO)経路を介したロイコトリエン生合成阻害による炎症の軽減および、線維化の予防の可能性が知られて

おります。また、MN-001は、遺伝子レベルではLOXL2、Collagen Type1 TIMP-1などの線維化を促進させる遺伝子や、CCR2、MCP-1などの炎症を促進させる遺伝子発現を抑制することが知られています。また各種、線維化疾患動物モデルにおいて、病理組織検査において線維化を改善することが確認されました。

過去に当社は、MN-001を気管支喘息及び間質性膀胱炎治療薬として臨床開発を進めてきた経緯があります。喘息治療薬としては、軽度から中等度の喘息患者147人に対して行ったフェーズ2臨床試験で、良好な結果が得られておりました。また、MN-001は、現在まで600名以上の方に投与されており、良好な認容性が確立されております。

以上

メディシノバについて

メディシノバ (Medicinova, Inc.) は、日本内外の国際的製薬企業との提携により有望な低分子化合物を導入し、様々な疾患領域の新規医薬品の開発を主として米国で行う公開製薬企業です。現在当社は、進行型多発性硬化症、ALS、薬物依存（メタンフェタミン依存、オピオイド依存など）をはじめとする多様な神経系疾患を適応とする MN-166（イブジラスト）及び NASH、特発性肺線維症など線維症疾患を適応とする MN-001（ティペルカスト）に経営資源を集中することを戦略としております。ほかに喘息の急性発作適応の MN-221（ベドラドリン）及び固形がんを適応とする MN-029（デニブリン）も当社のパイプラインの一部です。MN-166 についてはさまざまな適応で開発途中ですが、そのほとんどが、試験責任医師または公的、私的機関からの資金援助により行われています。当社はさらに、戦略的提携または共同機関の資金提供を受けるべく交渉を続けております。

弊社詳細につきましては <http://www.medicinova.jp> をご覧下さい。メディシノバの所在地はアメリカ合衆国カリフォルニア州ラ・ホイヤ、スイート 650、エグゼクティブ・スクエア 4275（電話 1-858-373-1500）です。

このプレスリリースには、1995 年米国民事証券訴訟改革法（The Private Securities Litigation Reform Act of 1995）に規定される意味での「将来の見通しに関する記述」が含まれている可能性があります。これらの記述には、製品候補の治療法としての新規性および効能を実証する臨床試験に関する記述、既存または将来の臨床試験の計画や目的および製品開発に関する計画または目的に関する記述などが含まれます。このような記述には、臨床試験の結果、現段階の臨床試験の結果が必ずしもその後の製品開発の行方を確定するものではないこと、将来の臨床試験のタイミング、費用、計画など、臨床試験、製品開発および商品化に付随するリスクや不確定要素、FDA に対して書類を提出するタイミング、当社の戦略の失敗、第三者との提携構築などによりイブジラストに関する開発プログラムを統合することにより期待される戦略的、財務的メリットを実現する可能性、イブジラストに関する開発プログラムを進めるための戦略的提携交渉、または、資金調達の可能性、知的財産権や契約上の権利を初めとして、当社が米国証券取引委員会に提出した届出書に記載されているものも含めたその他のリスクや不確定要素など、その多くは当社のコントロールが及ばないいくつかの前提、リスク、不確定要素の影響を受けるものであります。したがって、「将来の見通しに関する記述」はその時点における当社の状況を述べているにとどまり、実際の結果または成り行きは、必ずしも予想通りにはならない可能性があることにご留意下さい。また当社には、この記述に関して、情報の修正または更新を行う義務はありません。